

ちら特報部

目立つ若者・SNSで誘われ・コロナで正当化

高い報酬には疑問も

その費用だが、さまざま
なサイトを見ていくと、弁
護士が自首に同行した場
合、二十万〜五十万円程度
を示しているものが多い。

か。前出の上原さんは「相
談だけで依頼に至らない人
が大割ほど。子の不正に気
付いた親の依頼なら、親か
ら報酬を受ける」と語る。

自首支援に冷めた目を向
ける人もいる。「合理的な
報酬額なら問題ない。た
だ、自首を支援するとして
あまりに高額を求めるのは
疑問だ」。こう語る小林正
和弁護士は、二日の付き
添いをしただけで弁護士が
百万円の報酬を請求した例
を耳にしたという。小林さ
んは「そこまで行くと、ぼ

ったくり」と指摘する。
そもそも百万円の公金を
だまし取ると、どれほどの
罪になるのだろうか。

「通常の詐欺の一・五倍
増しぐらいの感覚」。元東
京地検特捜部副部長の若狭
勝弁護士はこう話す。

持続化給付金の不正受給
は詐欺罪に該当する可能性
が高い。最高で懲役十年の
重い罪。もちろん、だまし
取った金額やだました相手
が何人かなどで、実際の刑
は変わる。だが、同じ額で
も出所が公金ならより刑は
重くなるというところだ。

若狭さんは「詐欺額が百
万円の場合、三十代以上な
ら懲役三年ぐらいのところ
。若年なら一年六月から
二年。執行猶予もつく」と

持続化給付金を
誤って受給された方へ
持続化給付金は
ご自身が受給要件を満たさないのに給付を受けた方は
速やかにご返還ください。
まずは以下のコールセンターにご相談ください。
0120-115-570 0120-279-292

量刑の相場観を説明する。
では自首すると、それが
どう変わるのか。ちなみに
自首とは、捜査当局が容疑
者と特定していない段階で
自ら出頭すること。「怪し
い」とにらまれてからで
は、もう遅い。

弁護士などが付き添って
自首し、不正申請の書類な
ど証拠を持参し、本人が取
り調べで容疑を認める。そ
うすれば効果は絶大だと若
狭さんは語る。若者ならい
っそう扱いはよくなる。

「逃げたり、証拠を隠し
たりする恐れがないと判断
されれば、逮捕されずに在
宅での調べで済む可能性が
ある。お金を返せば起訴猶
予もあり得る。返せなくて
も執行猶予の付いた懲役十
月から一年ぐらいの刑で済
むのではないか」

とはいえ、明々白々な犯
罪に、なぜ多くの若者が手
を出したのか。

若者文化研究所の西村美
東士所長は、まだ社会に出
ていない若者が不正に手を
染めた根底に、ごく身近な
「世間」の中で生き、おか
しいことにノと言えない
人間関係が絡んでいると分
析する。「世間という、
狭い同質・同調集団の中
で、物の見方が主観的にな
る。広い社会で客観的に自
分の立ち位置を考える視野
が持てない」。だから、不

- ① 持続化給付金の不正受給をした人に返金を呼び掛ける経産省のチラシ＝消費者庁提供
- ② 持続化給付金を所管する経済産業省＝東京・霞が関



詐欺罪の可能性、返金なら起訴猶予か

正受給に誘われた時に、そ
れが社会に歯向かう行為だ
と気付くことができず、
「もらえるのなら…」と軽
く考えてしまつたという。
西村さんは「若者には、
カルチャーショックを与え
てくれる『異質の他者』と
出会い、社会に目を広げる
機会が必要」と語る。

一方、犯罪心理に詳しい
立正大の小宮信夫教授(犯
罪学)は「手っ取り早く稼
げる闇バイトのようなもの
という認識はあったらろ
う。SNSを介していれば
足がつきにくいという思い
込みも根強い」とみる。

さらに、コロナ禍を言い
訳に、罪悪感を中和する思
考も働いたと見る。「自粛
ムードで楽しいことができ
ず、バイトも減った。政府
の対応がまずいからだとい
う心理だ。自分は被害者だ
から補償として金を受け取
ってもいい、と自己正当化
しやすかったのでは」

そして今、「自首」が相
次いでいる。不正受給を悔
いているのだろうか。小宮
さんは「逃げるのと名乗り
出ると、どちらがダメージ
が小さいか損得勘定した
のだろう。犯罪勧誘と同じ
ように、『自首すれば罪が
軽くなる』なんて情報が、
SNSで広がっているのか
もしれない」と厳しい見方
をする。

「自首すれば罪が軽くなる」なんて情報が、SNSで広がっているのかもしれない」と厳しい見方をする。

Table with various stock market data including company names like 卸売業, 建設業, and 製造業, along with their respective stock prices.